爬虫類に関する飼養管理基準策定に向けた検討方針

1. 背景

- ○動物愛護部会による第3次答申において、「改正法の規定を受け、犬猫に係る飼養管理 基準を具体化したものだが、犬猫以外の哺乳類、鳥類及び爬虫類に係る基準についても、 今後検討を進めるものとする。」とされた。
- ○また第 10 回飼養管理検討会において、爬虫類の飼養管理基準について検討を行うため に、専門家等から構成されるワーキンググループを立ち上げることが決定した。

2. 主として取り扱われている爬虫類

ウェブサイト上で公表されている第一種動物取扱業者登録簿に基づき、主として取り扱う動物のうち、個体数の多い爬虫類は下記のとおり。

<爬虫類全体 約40万頭>

(1) カメ類:42%程度

(水棲カメ類)

ヌマガメ科
ゼニガメ(イシガメ科のクサガメ又はニホンイシガメ)
イシガメ科
「水棲カメ類」として登録
スッポン科
ミドリガメ (ヌマガメ科のアカミミガメ)
スッポンモドキ(スッポンモドキ科の種)
ドロガメ科
クサガメ(イシガメ科の1種)
ニホンイシガメ (イシガメ科の1種)
ヘビクビカメ科
ウミガメ上科
ヨコクビカメ科
セオレガメ科

(陸生カメ類)

リクガメ科
ロシアリクガメ(リクガメ科のヨツユビリクガメ)
ホシガメ(リクガメ科のインドホシガメ又はビルマホシ
ガメ)

(2) トカゲ類:29%程度

(ヤモリ類)

「ヤモリ類」として登録

ヒョウモントカゲモドキ (トカゲモドキ科の1種)

ニシアフリカトカゲモドキ (ヤモリ科の1種)

トカゲモドキ科

マツカサヤモリ (ヤモリ科の1種)

クレステッドゲッコー (イシヤモリ科の1種)

ソメワケササクレヤモリ (ヤモリ科の1種)

アンダーウッディサウルス (カワリオヤモリ科のナキツ ギオヤモリ)

(その他トカゲ類)

フトアゴヒゲトカゲ (アガマ科の1種)

イグアナ科

カメレオン科

アガマ科

(3) ヘビ類:13%程度

ボールパイソン (ニシキヘビ科の1種)

コーンスネーク (ナミヘビ科の1種)

ナミヘビ科

ニシキヘビ科

セイブシシバナヘビ (マイマイヘビ科の1種)

クサリヘビ科

コブラ科

ヒメハブ (クサリヘビ科の1種)

ボア科

ミズヘビ科

- (4) ワニ類:0.1%程度(500頭未満)
- (5) その他爬虫類:15%程度

3. 基本的な視点

- ○改正動物愛護管理法第 21 条の規定を踏まえ、動物の健康・安全の保持及び生活環境の 保全上の支障の防止の観点から基準を設定する。
- ○自治体職員が、遵守状況を容易に確認し明確に判断でき、根拠を持って必要性を説明できる基準にする等、基準の実用性の観点を考慮する。

○これまでの検討を踏まえ、アニマルベースドメジャーの考え方を基本として、動物の行動や状態に着目した検討を進める。

4. 検討項目

- (1) 飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項
 - ○基本的な考え方

動物の飼養及び保管にあっては、動物にとって必要な運動、休息及び睡眠を確保するとともに、健全に成長できるよう、動物の種類、生態、習性、生理を考慮した施設・設備を備える必要がある。

- (2)動物の飼養又は保管に従事する従業員の員数に関する事項
 - ○基本的な考え方

動物の飼養管理及び飼養施設・飼養設備の管理を適切に行うためには、取り扱う動物の種類及び数、施設・設備の構造及び規模等に応じて、適切な数の従業員を配置する必要がある。

- (3)動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項
 - ○基本的な考え方

動物の健康・安全の確保のためには、種類・習性等に応じた適切な温度・湿度の維持及び日照の確保等が必要である。また、施設を常に清潔にして周辺の環境保全に努める等、動物のみならず、人の生活環境の保全にも努める必要がある。

- (4)動物の疾病等に関する措置に関する事項
 - ○基本的な考え方

動物の健康・安全を保持するためには、日常的な健康管理を行い疾病等の予防に努めるとともに、疾病等が発生した場合は速やかに必要な措置を講じるなど、適切な対応を行う必要がある。

- (5)動物の展示又は輸送の方法に関する事項
 - ○基本的な考え方

動物の展示・輸送に当たっては、動物に過度の苦痛を与えることがないよう適切に 行われる必要がある。

- (6)動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選 定その他の動物の繁殖の方法に関する事項
 - ○基本的な考え方

みだりに繁殖させることによる動物への過度な負担を避けるとともに、遺伝性疾患 等に留意する必要がある。

(7) その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項

○基本的な考え方

動物に必要な運動、休息及び睡眠を確保するとともに、健全に成長できるよう、適切な管理が行われる必要がある。

5. 爬虫類 検討方針(たたき台)

爬虫類の生理・生態は犬猫と大きく異なることから、犬猫の飼養管理基準と同様に具体 化するような基準を検討することは困難であり、爬虫類独自の検討方針が必要である。

また爬虫類は種ごとに生理・生態が異なるものが多く、多様な種ごとに飼養管理基準を検討することも現実的に困難である。

また飼養管理方法が確立していないために、具体化が困難な種や項目もあると想定される。

そのため、2. 主として取り扱われている爬虫類を踏まえ、取扱数の多いカメ、トカゲ、 ヘビの代表的な種に応じた飼養管理基準を検討するとともに、種横断的に動物取扱業者 の飼養管理における特定の課題に応じた飼養管理基準を検討する。

(代表種の案) クサガメ、ヒョウモントカゲモドキ、ボールパイソン (特定の課題イメージ)

- ・販売時の展示方法(捕食動物と非捕食動物の近接展示)
- ・生理・生態に応じた飼養施設の設備(隠れ家、止まり木、床材、水場)
- ・夜行性動物の展示方法
- ・温度・湿度管理

※法第 21 条に定められた項目である 4. (1) ~ (7) のいずれかに位置づけられる想定

6. 今後の調査方法

(1) 文献調査

5. 分類群と生理・生態グループ、及び動物の種類について、4. (1) ~ (7) に 関連する文献調査を行う。その際に、海外論文、海外の法令も調査を行う。

併せて、動物取扱業者による爬虫類の飼養管理方法について特定の課題を情報収集 する。

(2) ヒアリング調査

関係団体及び有識者の意見を把握するため、下記についてヒアリングを行う。

- ①動物取扱業者の団体
- ②自治体
- ③動物愛護団体
- ④動物園関係者
- (3) 現地実態調査

動物取扱業者における爬虫類の飼養管理状況について把握するために、下記について現地実態調査を行う。

- ①爬虫類を扱うブリーダー等
- ②爬虫類を扱う動物カフェ

7. 本日の論点

今後の検討の方向性として、下記論点についてご意見頂きたい。

- (1) 2. 主として取り扱われている爬虫類の妥当性について (主として取り扱われている爬虫類として過不足はないか)
- (2) 5. 代表的な種ごと及び特定の課題ごとに飼養管理基準を検討することの妥当性について
- (3) 5. 代表的な種3種の妥当性について (種ごとに飼養管理基準を作成する対象として過不足ないか)
- (4) 5. 特定の課題へのご意見について (動物取扱業における爬虫類の飼養管理について、飼養管理基準での対応を検討す べき特定の課題は、他にどのようなものがあるか)
- (5) 6.(1) 文献調査、(3) 現地調査の具体的方法について(5.種ごとまた特定の課題ごとに、4.検討事項に関して、どう調査すべきか)